~ J A をご利用のお客様へ~

米国人かどうかの確認が必要となりました

外国口座税務コンプライアンス法(ファトカ)に関するお知らせ

当JAでは、2014年7月1日より、米国において成立した外国口座税務コンプライアンス法 (以下、「ファトカ」といいます。)に基づき、お客様が米国人※かどうかを確認することとし ております。

ファトカは、米国人による租税回避を防止するために制定された米国の法律ですが、米国以外の国の金融機関に対しても、米国人のお客様の口座情報を米国の行政当局(米国内国歳入庁)に報告することを求めております。

日米間の合意により、日本の行政当局(財務省、金融庁および国税庁)は、日本の金融機関に対して、ファトカを遵守することを要請しております。

※ファトカにおいて米国人とは、以下に該当するお客様をいいます。

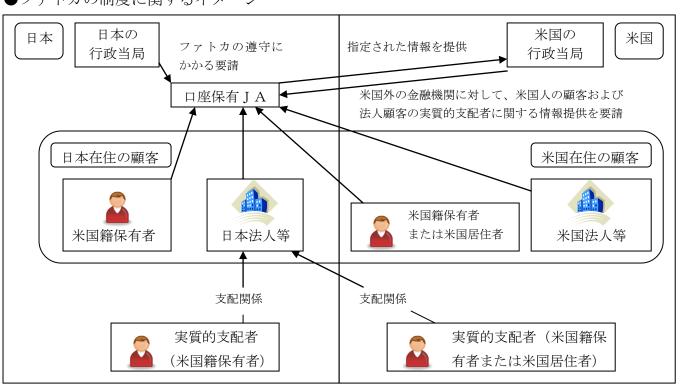
①個人の場合

- •米国市民(米国籍保有者、米国永住権保有者等)
- ・米国居住者(米国に183日以上滞在する方)

②法人の場合

- ・米国法人(米国において、または米国法に基づき設立された法人)
- (注)米国法人でなくても、米国市民や米国居住者が実質的支配者(法人の議決権のうち 25%超を保有する者をいいます。)となっている場合には、米国の行政当局への報告が必要となる場合があります。

●ファトカの制度に関するイメージ



●ファトカに関するQ&A

	新しく口座を開設される場合等に、以下の方法により、米
	国人かどうか等を確認させていただきます。
	① J A所定の書面により、お客様が米国人であるか否か等
	をお客様ご自身に申告いただきます。
何か手続きが必要と	②米国人のお客様には、米国の行政当局への情報提供同意
なるのですか?	書をご提出いただきます。
	③米国人でないと申告したお客様の本人確認書類に、米国
	の住所や米国の電話番号等の米国人であることを示唆
	する情報があった場合、追加の本人確認書類をご提出い
	ただきます。
	以下のお客様が米国の行政当局への報告対象となります。
	① <u>米国人</u>
米国の行政当局への	米国における納税義務のある個人(米国籍保有者およ
報告対象となるのは	び米国居住者)、米国法人等(米国政府、米国上場会社
どのような人です	等を除く)。
カュ?	② 一定の非米国法人
	米国人である個人が実質的支配者となっている非米国
	法人(上場企業、一定の公益法人等を除く)。
米国の行政当局には	
どのような情報を報	米国の行政当局には、年末時点の貯金残高、年間の利子所 得やその他の入金額を報告することとされております。
告するのですか?	待やての他の八金額を報言することとされてわります。
口座開設後に米国人	
となった場合、また	口座開設後に米国人となった場合、または米国人でなくな
は米国人でなくなっ	った場合には、その旨をJAの窓口までご連絡いただきま
た場合は、どうした	すようお願いいたします。
らいいですか?	
	新たに口座開設を予定されているお客様については、ファ
	トカおよび日本の行政当局からの要請により、口座開設を
	お断りさせていただきます。
ファトカの手続きに	※2014年6月30日以前からお取引がある米国人のお客様
協力しない場合は、	については、日米租税条約に基づき米国の行政当局から
どうなりますか?	要請があった場合には、日本の行政当局を通じてお客様
	の情報を米国の行政当局に提供することとされており
	ます。
<u>L</u>	. •

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。